

# 定額減税の実務のポイント

令和6年4月18日  
税理士 三宅 英俊

## 定額減税が実施される背景

理由： 「賃金上昇が物価高に追いついていない」

消費者物価の上昇 ⇒ 「家庭の消費支出の増加」 ⇒ 収入が増えなければそれだけ生活が苦しくなる  
賃上げも進んでいるが、一方で急激な物価高騰により家計の負担増 ⇒ 国民の負担緩和

そこで．．．「デフレ脱却に向けた一時的な措置」として、2024年所得税及び住民税の定額減税を実施

ただし、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下に限る（給与収入2,000万円相当以下）

令和6年6月より実施する理由

6月支払い分の給与・賞与支給時の源泉徴収税額から直接減らすので、減税効果を実感  
ボーナス商戦に火をつけ、見通しが明るくなってきた日本経済を成長軌道に乗せるため、景気を刺激するタイミング

## 定額減税制度のまとめ

		所得税	住民税
控除対象		令和6年分 (令和6年分所得)	令和6年度(注) (令和5年分所得)
控除額	本人	3万円	1万円
	同一生計配偶者等	3万/人	1万円/人(注)
控除方法	給与 (特別徴収)	令和6年6月以後の 源泉徴収	6月徴収なし 控除後税額を11回分割で徴収
	公的年金 (特別徴収)	令和6年6月以後の 源泉徴収	10月徴収額から控除
	その他 (普通徴収)	予定納税	6月分から控除 (第1期)

(注) 控除対象配偶者でない同一生計配偶者分は令和7年度において控除

### 源泉徴収義務者の減税事務

給与支払者（源泉徴収義務者）は、その受給者に対して2段階の定額減税事務を行うことになる。

#### ①月次減税事務

令和6年6月以後の給与に対する源泉徴収税額から定額減税額（月次減税額）を控除するもの

#### ②年調減税事務

年末調整の際に年末調整時点の定額減税額（年調減税額）に基づき精算を行うもの

### 定額減税事務のスケジュール案（参考）

令和6年	1月	令和6年分扶養控除等（異動）申告書の受理	資料①
	4月	源泉徴収に係る定額減税のための申告書の提出依頼（給与支払者⇒受給者）	資料②・③
	5月	源泉徴収に係る定額減税のための申告書の提出（受給者⇒給与支払者）	
	6月	月次減税事務の実施	資料④ パンフレット5～9P
	7月	月次減税事務の実施	
	8月	月次減税事務の実施	
	9月	月次減税事務の実施（～12月まで）	
	10月	年末調整に係る定額減税のための申告書等の提出依頼（給与支払者⇒受給者）	資料①・③・⑤
	11月	年末調整に係る定額減税のための申告書等の提出（受給者⇒給与支払者）	
12月	年調減税事務を含む年末調整事務の実施	資料⑥、10～13P	
令和7年	1月	源泉徴収票の受給者への交付と給与支払報告書・法定調書の提出	パンフレット14～15P

### 月次減税事務のポイント

控除対象者の確認

月次減税対象者（基準日在職者に限定）

対象となる人（○）	対象とならない人（×）
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年6月1日現在、源泉徴収税額表の甲欄適用の居住者（扶養控除等申告書の提出有り）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年6月1日以後支払給与において、乙欄又は丙欄適用者（扶養控除等申告書提出なし）</li> <li>令和6年6月2日以後に雇用された者</li> <li>令和6年5月31日以前の退職者</li> <li>令和6年5月31日以前に出国した非居住者</li> </ul>

## 月次減税額の把握

定額減税額＝本人＋「同一生計配偶者と扶養親族の数」

同一生計配偶者・・・所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等除く）のうち、令和6年中の所得の見積額が48万円以下の居住者

扶養親族・・・・・・・・控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうち居住者

注1) 源泉徴収税額の計算のための「扶養親族等の数」と異なる場合がある

注2) 月次減税対象者と他の人がそれぞれ扶養控除等申告書に記載し、重複して定額減税を受けることのないように注意

注3) 配偶者の所得見積額が48万円超95万円以下（配偶者特別控除38万円対象者）  
⇒定額減税対象外（3万円加算しない）

注4) 対象者合計所得金額900万円超として源泉控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者については、資料③《源泉徴収》（他の様式でも可）を月次減税事務開始前までに提出  
⇒月次減税額に3万円を加算することができる

注5) 基準日以後、同一生計配偶者と扶養親族等の数に異動があっても、月次減税額の再計算は行わない

注6) 高額所得者（合計所得金額1,805万円超）についても、基準日在職者に該当すれば月次減税事務の対象

注7) 退職所得に係る源泉徴収は、月次減税事務の対象外（控除外額があれば、確定申告で適用）

注8) 会社が意図的に月次減税の事務を行わず、年末調整のみで減税対応は認められない（現時点で宥恕措置等なし）

## 年調減税事務のポイント

### 年調減税対象者

対象となる人（○）	対象とならない人（×）
① 令和6年6月1日以後の令和6年分年末調整時に扶養控除等申告書を提出している人	A 年末調整の対象とならない次の人
② 年の途中で年末調整の対象となる次の人	(1) 令和6年中の主たる給与の収入金額が2,000万円超の人
(1) 6月1日以後、途中で退職した人のうち次の人	(2) 令和6年分の給与に係る源泉所得税について、災害減免法による徴収猶予や還付を受けた人
・死亡により退職した人	(3) 乙欄・丙欄適用者
・著しい心身障害のため退職した人で、退職時期から	

見て本年中に再就職ができないと見込まれる人 ・12月中旬に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人 (2) 6月1日以後、年の中途で海外支店へ転勤したことなどの理由により非居住者となった人	B 令和6年5月31日以前において、年の中途で年末調整の対象となる人 C 合計所得金額が1,805万円超の人
--	---

注1) 年調減税事務において「居住者である同一生計配偶者等」に該当するかどうかは、令和6年12月31日の現況で判定する

注2) 月次減税事務で資料③《源泉徴収》を提出したとしても、年末調整の際には、資料⑤又は資料③《年末調整》を提出する必要がある（扶養親族の場合も、資料①又は資料③《年末調整》の提出必要）

注3) 基準日時点で扶養親族であった親族が年の途中で死亡、死亡日の現況で扶養親族と判定ならば年調減税計算に含める

注4) 年調減税額の控除は、住宅借入金等特別控除後の所得税額（年調所得税額）から控除

注5) 年調所得税額から控除しきれなかった年調減税額は、令和7年1月以降給与に係る源泉徴収税額から控除しない

(チェック) 年末調整における詳しい事務については、9月ごろ国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」で掲載予定

### 給与明細等・源泉徴収票（摘要欄）への記載事項

	給与明細等	源泉徴収票（摘要欄）
記載事項	その給与明細等に係る控除前源泉徴収税額から控除した定額減税控除済額	①源泉徴収時の定額減税控除済額、控除しきれなかった額 ②合計所得金額が1,000万円超である従業員等の同一生計配偶者（非控除対象配偶者）分を年調減税額の計算に含めた場合、その旨（該当者のみ記載）
記載例	〈例1〉 定額減税額（所得税）●●円 〈例2〉 定額減税●●円	〈例①〉 源泉徴収時所得税減税控除済額●●円、 控除外額△△円 〈例②〉 非控除対象配偶者減税有
	※様式に記載できない場合、別紙等の添付でも可	※記載漏れがないように注意！

## 定額減税で減税しきれない場合

定額減税額が、定額減税を行う前の所得税額・個人住民税所得割額を上回っており、定額減税しきれないと見込まれる場合は、自治体(市町村)から定額減税しきれない差額が給付される仕組みとなっている（調整給付）

住宅ローン控除の適用を受けている納税者について、住宅ローン控除など税額控除後の所得税額及び住民税所得割額から定額減税で引ききれないと見込まれる額が当初給付又は不足額給付で給付される

（内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」参照）

## その他

### ① 個人事業主の定額減税

予定納税のある人・・・予定納税額から本人分の3万円を控除（原則）

同一生計配偶者等に係る金額は、減額承認申請で対応（特例）

第1期の減額承認申請期限・・・令和6年7月31日（改正前：7月15日）

第1期の予定税額の納期・・・令和6年7月1日から9月30日まで（改正前：7月1日から31日まで）

予定納税のない人・・・確定申告で実施

### ② ふるさと納税関係（定額減税の影響なし）

上限額算出の基礎となる令和6年度分の市民税・県民税の所得割額は、定額減税「前」の所得割額とする

### 【参考】扶養親族等の範囲

- ①【同一生計配偶者】所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与支払を受ける人及び白色事業専従者を除く）で、令和6年中の所得の見積額が48万円以下（給与所得のみの場合、給与収入103万円以下）の人
- ②【控除対象配偶者】①の同一生計配偶者のうち、令和6年中の所得の見積額が1,000万円以下である所得者の配偶者
- ③【源泉控除対象配偶者】所得者（令和6年中の所得の見積額が900万円以下の人に限る）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与支払を受ける人及び白色事業専従者を除く）で、令和6年中の所得の見積額が95万円以下（給与所得のみの場合、給与収入150万円以下）の人
- ④【扶養親族】所得者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与支払を受ける人及び白色事業専従者を除く）、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、令和6年中の所得の見積額が48万円以下の人
- ⑤【控除対象扶養親族】④の扶養親族のうち、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に該当する人
  - イ 扶養親族が居住者の場合 年齢16歳以上の人（平成21年1月1日以前に生まれた人）
  - ロ 扶養親族が非居住者の場合 次のいずれかに該当する人
    - (イ) 年齢16歳以上30歳未満の人（平成7年1月2日から平成21年1月1日までの間に生まれた人）
    - (ロ) 年齢70歳以上の人（平成30年1月1日以前に生まれた人）
    - (ハ) 年齢30歳以上70歳未満の人（昭和30年1月2日から平成7年1月1日までの間に生まれた人）のうち、「留学により国内に住所又は居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「所得者から令和6年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人」